

3月1日から

戸籍証明書(戸籍謄本)等の広域交付が始まります

◆戸籍証明書(戸籍謄本)等の広域交付とは

- 従来、本籍地市区町村へ請求していた戸籍証明書(戸籍謄本)等が、お近くの市区町村の窓口で取得できる制度です。
- 必要な戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1カ所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

◆請求できる戸籍証明書

- 戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)
- 除かれた戸籍の全部事項証明書(除籍謄本)
- 改製原戸籍謄本
- ※個人事項証明書(戸籍抄本)やコンピュータ化されていない証明書等を除きます。

詳しくは法務省のページをご覧ください



◆請求できる方

- 本人およびその配偶者、父母・祖父母など(直系尊属)、子・孫など(直系卑属)に限ります。

◆注意事項

- 請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口で請求してください。郵送による請求や、代理人による請求はできません。
- 官公庁発行の顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)の提示が必要です。健康保険証、年金手帳などの複数提示での受付はできません。

問合せ 市民課(2階) ☎(20)1502 FAX(20)1600

軽自動車等の変更手続きを忘れずに

軽自動車税(種別割)は、軽自動車、原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車に対して、4月1日現在の所有者に課税されます。

軽自動車等の所有者で次のような場合は、4月1日までに手続きをお願いします。

- ① 車両の置き場が茂原市でなくなったとき
- ② 他人へ車両を譲渡したとき
- ③ 車両を廃棄または解体したとき

※原動機付自転車等をリサイクル業者等に依頼して処分する際は、ナンバープレート(茂原市で交付されたもの)を取り外し、廃車等の手続きを行ってから、引き渡してください。手続きを行わないと、納税義務はなくなりません。

- ④ 車両を盗難されたとき(警察署への盗難届が必要)
- ⑤ 所有者が亡くなったとき

また、小型特殊自動車(コンバイン、トラクター、フォークリフト等)は、公道上の走行の有無にかかわらず、所有していれば課税対象となりますので、登録の手続きをお願いします。

種別等	手続きをするところ
茂原市 ナンバー 原動機付自転車 特定小型原動機付自転車 小型特殊自動車	茂原市役所市民税課 ☎(20)1577 または在住市町村役場の担当課
上記以外の ナンバー (袖ヶ浦) (千葉) 軽自動車 (3輪、4輪乗用・貨物)	軽自動車検査協会 千葉事務所 袖ヶ浦支所 ☎050(3816)3116(音声案内) または管轄事務所
軽自動車 (2輪のもの) 2輪の小型自動車	千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2025(音声案内) または管轄事務所

問合せ
市民税課(2階)
☎(20)1577 FAX(20)1609

友だち募集中!

